

舟形町空き家除却補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老朽化し管理不全の状態にある空き家等による町民への生命、財産等に対する危険を取り除き、被害の発生を防止するため、また、町内の若者の定住支援及び町外からの移住促進を図るため、空き家等の除却に要する経費の一部に対し舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全空き家等 舟形町空き家等の適正管理に関する条例(平成24年3月条例第2号)第6条の助言及び指導並びに勧告の対象をいう。
- (3) 付属建物等 作業場、物置、車庫その他の主たる住居に付属したもの等をいう。
- (4) 定住 町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。
- (5) 移住 町外に住所を有し、町内に移り住む意思があり住民票を異動することをいう。
- (6) 新築 新たな住宅の建築をいう。
- (7) 若者 満45歳未満の者をいう。

(補助対象空き家等)

第3条 この要綱の補助金の交付対象となる管理不全空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存するもの
- (2) 建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、町税等及び舟形町公共料金の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 管理不全空き家等の登記事項証明書(未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳)に所有者として記載されている者(法人及び団体を除く。)
- (2) 前号に規定する者の法定相続人
- (3) 前2号に規定する者から当該建築物の除却についての同意を得た者
- (4) その他町長が特に認める者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する管理不全空き家等の除却に係る解体工事で、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建設工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法

第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第 1 項の登録を受けた者に請け負わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付の決定を受ける前に着手した工事(管理不全空き家等の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。)

(2) 他の制度等による除却に係る補助金の交付を受けようとする工事

(3) 管理不全空き家等の一部を解体する工事

(4) 管理不全空き家等の建替えを目的とした工事。ただし、町内の若者及び移住を希望する者が空き家を取得し、解体して新築する場合を除く。

(5) その他町長が不相当と認める工事

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

(1) 解体工事の工事費

(2) 解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周辺への安全を確保する上で、解体工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費

(4) 前 3 号に係る諸経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

(1) 空き家等の建物内及び敷地内の動産の処分費

(2) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の解体工事

(3) その他町長が不相当と認める工事

(補助金の額及び交付回数)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とし、次の各号を限度とする。

(1) 住宅については、100 万円

(2) 付属建物等については、一敷地合わせて 50 万円

2 補助金の交付は、前項各号に掲げる補助金の額それぞれについて、補助対象者一人につき 1 回に限る。

(補助金交付申請の添付書類)

第 8 条 規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定による書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 現況写真

(2) 工程表

(3) 解体工事の見積書(内訳の記載されたものに限る)

(4) 登記事項証明書等管理不全空き家等の所有者が確認できるもの

(5) 解体工事を行う建設業者の建設許可証の写し又は解体工事業者の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 23 条第 2 項の規定による通知の写し

(6) 納税証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第9条 町長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定の参考にするため、当該空き家等の所在する地域の町内会長及び民生委員から意見を聴取するものとする。

(実績報告の添付書類)

第10条 規則第13条の規定により町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事状況写真及び完成写真

(3) 請求書及び領収書の写し

(4) 解体工事により生じた廃材等の処分を証明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則(平成26年4月1日告示第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成27年7月1日告示第54号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月5日告示第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(舟形町老朽危険空き家除却補助金交付要綱の廃止)

2 舟形町老朽危険空き家除却補助金交付要綱(平成26年4月1日告示第27号)は廃止する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付の決定の取消、補助金の返還に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附則(平成30年5月1日告示第42号)

この要綱は、公布の日から施行する。